相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東村山市富士見町五丁目一番地一七、最後の住所東村山市栄町三丁目二〇番地五ヴィラ・クレスト二〇四

被相続人　亡　鈴木　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市坂之上町一丁目六番地六、最後の住所新潟県長岡市悠久町二丁目二六三番地一

被相続人　亡　鈴木　笑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

事務所新潟県新潟市中央区西大畑町五二二〇番地八八　りゅーと法律税務会計事務所

相続財産管理人　弁護士　三部　正歳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区遠藤一〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

新潟県新潟市西蒲区竹野町一四九〇番地

相続財産管理人　淺野　南

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市旭一丁目五番、最後の住所長野県松本市大字里山辺四四九二番地一一F

被相続人　亡　大和　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

長野県松本市大字神林五八七八番地二

相続財産管理人　古川　静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市駒生町三二三四番地、最後の住所静岡県御殿場市二子五二五番地の四富岳の郷

被相続人　亡　後藤　隆男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

静岡県沼津市御幸町二五番三三号Mビル一階　はまゆう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　天野　組蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

事務所愛知県豊田市三軒町五丁目一〇番地一

相続財産管理人　小笠原輝美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市緑区鳴子町一丁目六番地、最後の住所名古屋市緑区ほら貝三丁目二六六番地

被相続人　亡　杉山　慶信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

名古屋市中区丸の内二丁目二番五号丸の内ヒビノオフィスラインズ八階野浪・梶田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梶田　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県長浜市相撲町六五九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松宮　仁行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

滋賀県長浜市南呉服町一〇―一〇　堀部ビル二階　長浜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　薮下　貴幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町五三一〇番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町四丁目九番二七号

被相続人　亡　濵田　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

兵庫県西宮市門戸東町二番五八―一〇五号

相続財産管理人　上野　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市小川町六九番地、最後の住所山口県山口市三和町一七番三一―三〇六号

被相続人　亡　河野立次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

山口県山口市宮野下三三〇一番地七

相続財産管理人　平野眞由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍那覇市首里崎山町二丁目一五番地、最後の住所那覇市首里石嶺町四丁目三五六番地オリブ山病院

被相続人　亡　山城　興一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

沖縄県沖縄市園田一丁目一番一八号

相続財産管理人　比嘉　正憲

無縁墳墓等改葬公告

国土交通省が施行する八ッ場ダム建設事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年八月十八日

一、墳墓等所在地　群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字橋場一二八五―一外四筆

一、墳墓等の名称　曹洞宗雲林寺橋場共同霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　群馬県吾妻郡長野原町大字長野原七三番地　宗教法人　曹洞宗雲林寺　代表役員　轟　紀久

第15期決算公告　平成21年8月18日

札幌市中央区北２条西１丁目１番地

株式会社リクルート北海道じゃらん

代表取締役　川口　敦郎

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,946,221
	固定資産	62,646
	資産合計	2,008,868
負債及び純資産の部	流動負債	436,783
	固定負債	7,553
	株主資本	1,564,531
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,534,531
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	1,534,281
	（うち当期純利益）	(220,699)
	負債・純資産合計	2,008,868

第17期決算公告

平成21年７月27日

岩手県釜石市礼ヶ口町７番４号

株式会社石井建設

代表取締役　佐藤　正彦

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,262
	固定資産	2,618
	合計	70,880
負債及び純資産の部	流動負債	29,043
	固定負債	14,025
	株主資本	27,812
	資本金	13,000
	利益剰余金	14,812
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	12,312
	（うち当期純利益）	(1,677)
	合計	70,880